

区域又は区間	延長	最高速度(毎時)
一般国道二十九号線 八頭郡八束町大字安井宿八一八番地地先から同地内一、〇八五番地地先までの間	四八〇メートル	三〇キロメートル
一般国道九号線 気高郡青谷町大字青谷字遠崎三、五二九の二地から同地内通称センバ五四八九の五番地までの間	一、〇〇四メートル	四〇キロメートル (ただし、原動機付白転車を除く。)
一般国道九号線 気高郡気高町大字酒津字西松ケ谷九七一番地地先から同町大字酒津字樽谷一九二番地地先までの間	六一六メートル	高速車・中速車 四〇キロメートル
一般国道九号線 気高郡青谷町大字長和瀬六一の一の番地地先から同地内官有無番地地先までの間	四二六メートル	右 同

を

を削り、

に改め、

一般国道二九号線 八頭郡若桜町大字浅井五二九番地の四地先から同町大字若桜字荒神田九七六番地の三までの間	七五五メートル	右 同
一般国道九号線 気高郡青谷町大字青谷字センバ五、四八九番の五地先から同町大字青谷字遠崎三、五二九番の二地先までの間	九七五メートル	高速車・中速車 四〇キロメートル
一般国道九号線 気高郡気高町大字酒津字西松ケ谷九五六番の一地从から同町大字酒津字樽谷一九二番地先までの間	六八六メートル	右 同
一般国道九号線 気高郡青谷町大字長和瀬九二四番の一地从から同地内官有無番地先までの間	五二六メートル	右 同
一般国道二九号線 八頭郡若桜町大字浅井二五九番地の四地先から同町大字若桜字荒神田九七六番の三までの間	七五五メートル	右 同

に、

<p>一般国道九号線 八千代橋 西詰から鳥取市丸山町二 五〇の一番地地先までの 間 一般国道二十九号線 鳥取 市丸山三差路から面影橋 南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取 県庁から鳥取市吉成橋南 詰までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋 南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取 県庁から鳥取市吉成橋南 詰までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋 南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取 県庁から鳥取市吉成橋南 詰までの間</p>	<p>鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間</p>
<p>三〇〇メートル</p>	<p>旧市内一円</p>
<p>四〇キロメートル (右 同)</p>	<p>四〇キロメートル (ただし、原動機付自転車を除く。)</p>

を

<p>一般国道九号線 鳥取市丸山町二四九番地の二地先から同市安長字前内四二一番の一地先(八千代橋西詰)までの間 一般国道二十九号線 鳥取市大杵五四番地地先(面影橋南詰)から同市田島字尾尾杵一三八番の四地先(一般国道九号線との交差点)までの間 一般国道五十三号線 鳥取市吉成字打明七二四番の三地先(吉成橋南詰)から同市西町一丁目一〇一番地地先(一般国道九号線との交差点)までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間</p>	<p>鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間 鳥取市丸山三差路から面影橋南詰までの間 一般国道五十三号線 鳥取県庁から鳥取市吉成橋南詰までの間</p>
<p>三〇〇メートル</p>	<p>旧市内一円</p>
<p>四〇キロメートル (右 同)</p>	<p>四〇キロメートル 高速車・中速車</p>

に

<p>六二〇メートル</p>	<p>一般国道九号線 東伯郡北条町大字下神一八四番地地先から同地内弓原一六一番地地先までの間</p>	<p>一般国道一八三号線 広島米子線 日野郡日南町大字多里六三八番地地先から同地内一、一五九番地地先までの間</p>	<p>県道鳥取鹿野倉吉線 鳥取市古海八二〇番地地先から同地内七四八番地の六地先までの間</p>	<p>二三〇メートル</p>
<p>四〇キロメートル (ただし、原動機付自転車を除く。)</p>	<p>七〇〇メートル</p>	<p>を</p>	<p>三〇〇メートル</p>	<p>右 同</p>
	<p>三〇キロメートル</p>	<p>一般国道一八三号線 日野郡日南町多里六三八番地地先から同地内一、一五九番地地先までの間</p>	<p>四〇キロメートル (ただし、原動機付自転車を除く。)</p>	

を削り、

に改め、

<p>一般国道九号線 米子市西福原字西原新道四六三番地の一地先から同市富士見町二丁目一五五番地地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 米子市錦町二丁目一〇番地地先から同市西福原字四六三の一番地地先までの間</p>	<p>七五〇メートル</p>	<p>一、三〇〇メートル</p>	<p>六二〇メートル</p>	<p>一、三〇〇メートル</p>	<p>七五〇メートル</p>
<p>一、〇〇〇メートル</p>	<p>一、〇〇〇メートル</p>	<p>四〇キロメートル (ただし、原動機付自転車を除く。)</p>	<p>右 同</p>	<p>高速車・中速車 四〇キロメートル</p>	<p>四〇キロメートル (右 同)</p>	<p>四〇キロメートル</p>
<p>高速車・中速車 四〇キロメートル</p>	<p>四〇キロメートル (ただし、原動機付自転車を除く。)</p>					

に、

を

に、

を

朝町大字三朝字椋谷一、
 〇一五番の一地先から同
 町大字三朝字森崎七七四
 番の一地先までの間

一、七〇〇メー
 トル

五〇キロメートル
 (ただし、東伯郡
 三朝町大字三朝
 字森崎七四番
 一、二、三、四
 同町大字三朝
 字椋谷一、二、
 五番の一地先
 向う場合を
 除く。)

4の項を次のように改める。
 4 追越禁止

場 所	延 長	備 考
一般国道九号線 鳥取市浜坂字ワツ 口谷一、〇三三番の三地先から同市 寛守 地内瀬田橋東詰までの間	二六〇メートル	小型特殊自動 車を追越す場 合を除く。
一般国道九号線 鳥取市丸山町二四 九番地の二地先から同市安長一七〇 番地先までの間	一、八〇〇メートル	"
一般国道九号線 鳥取市湖山町九三 一番地地先から同市同町字池淵外浜 一、七五一番地先までの間	一、八〇〇メートル	"
一般国道九号線 気高郡気高町大字酒 津字西松ケ谷九五六番の一地先から 同町大字酒津字樽谷一九二番地先ま での間	六八六メートル	"

一般国道九号線 気高郡青谷町大字 青谷字センバ五、四八九番の五地先 から同町大字青谷字遠崎三、五二九 番の二地先までの間	九七五メートル	"
一般国道九号線 気高郡青谷町大字 長和瀬九二四番の一地先から同地内 官有無番地先までの間	五二六メートル	"
一般国道九号線 東伯郡泊村大字泊字 種ケ谷六番の五地先から同村大字園 字釜屋谷一、七八三番の一地先まで の間	一、八四〇メートル	"
一般国道九号線 東伯郡羽合町大字 田後二二三番の二地先から同地内四 三二番の一地先までの間	六〇〇メートル	"
一般国道九号線 東伯郡大栄町大字 六尾二二五番地先から同町大字由良 宿一、〇七六番地先までの間	九〇〇メートル	"
一般国道九号線 東伯郡東伯町大字 八橋一六二番の九地先から同地内 一、七八三番の一地先までの間	一、〇〇〇メートル	"
一般国道九号線 東伯郡赤碕町大字	"	"

赤碓五四一番の一地から同地内一、九六七番の四地先までの間	九〇〇メートル	"
一般国道二九号線 八頭郡若桜町大字浅井二五九番地の四地先から同町大字若桜字荒神田九七六番の三地先までの間	七五五メートル	"
一般国道五三号線 鳥取市吉成字打明七二四番の三地先から同市吉市地内山陰本線智頭街道踏切南詰までの間	一、五〇〇メートル	"
一般国道一八〇号線 米子市兼久四六〇番地地先から同市日原六三番地地先までの間	四〇〇メートル	"
県道倉吉江府線 倉吉市宮川町一一六番地地先から同市河原町地内小鴨橋東詰までの間	二、二〇〇メートル	"

5の項中

鳥取市新鑄物師町五八番地地先	浅井篤方前
鳥取市新鑄物師町二七番地先	勢登豊子方前
鳥取市新品治町一三の一番地地先	玉谷武男方前

鳥取市新鑄物師町八五番地の二地先	岸本秀雄方前	を
鳥取市寿町八二五番地地先		
鳥取市寿町九二三番地地先		
鳥取市新品治町一三番地地先		
鳥取市寿町七一一番地地先		
鳥取市古海八二二番地地先	鳥取市農協大正支所前	を
鳥取市古海八二二番地地先	宮脇幸之助方前	を
鳥取市古海八〇二番地地先	千代橋西詰南側	に
鳥取市古海官有無番地先	" " 北側	に
鳥取市片原四丁目四七番地地先		を
鳥取市豆腐町四七番地地先		に改め、
東伯郡泊村大字原一二〇番地地先	陶山高愛方前	を削り、
日野郡江府町大江尾二、〇一〇番地の二地先		を

東伯郡北条町大字下神一九三番地の ○地先	東伯郡大栄町大字大谷七八六番の 一地先	東伯郡大栄町大字大谷七八四番の 一地先	東伯郡赤碕町大字赤碕一、一九六番 地の先	東伯郡赤碕町大字赤碕一、一一五番 の一七地先	東伯郡赤碕町大字赤碕一、一一五番 の一一地先	東伯郡東伯町大字徳万三五六三番の 二地先	東伯郡東伯町大字徳万三五六三番の 二地先	東伯郡東伯町大字八橋九三四番地の 四地先	東伯郡東伯町大字八橋一、三七〇番 地の先	東伯郡東伯町大字八橋二二六番の 三地先	東伯郡東伯町大字八橋二五五番の 一地先	日野郡日南町上石見八二九番地の 地先	日野郡日南町生山八四六番地の 地先	日野郡江府町大字江尾二、〇一〇番 地の先
-------------------------	------------------------	------------------------	-------------------------	---------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	----------------------	-------------------------

米子市糞町一丁目一六〇番地の 地先	米子市角盤町四丁目三八番地の 地先	米子市角盤町二丁目一八番地の 地先	米子市立町四丁目一六九番地の 地先	米子市立町四丁目四二番地の 地先	米子市東倉吉町一三六番地の 地先	米子市錦町一丁目一番地の 一地先	西伯郡大山町所字上沢二七〇番 地の二地先	西伯郡大山町末吉四三六番地の 一地先	西伯郡淀江町大字西原一、〇六四番 地の地先	西伯郡名和町大字御来屋一五四番 地の地先	東伯郡三朝町大字三朝字森崎七七 番の一四番地の地先	東伯郡泊村大字園字池淵二、一八七 番の二地先	東伯郡北条町大字弓原三四六番の 一四番地の地先
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-------------------------	-----------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------------	---------------------------	----------------------------

に改める。

米子市大篠津町一、八一九番地地先		
米子市東福原六五一番地地先		
米子市道笑町三丁目三〇番地地先		
米子市河岡六〇九番地地先		
鳥取市安長四四一番地の四地先	八千代橋東詰北側	
鳥取市安長官有無番地先	"	南側
鳥取市安長字前内四二一番の一地先	"	西詰
鳥取市安長官有無番地先	"	北側
鳥取市田島六〇八番地の一地先		
鳥取市湖山町字小山ヶ前七五四番地の一 地先		
鳥取市富安二一七番地地先		
鳥取市行徳五六番地地先		
鳥取市行徳は二二三番地地先		
鳥取市片原五丁目三五七番地地先	有門橋東詰北側	
鳥取市下魚町官有無番地先	"	南側
鳥取市西町五丁目三〇六番地地先		

場 所	延 長	対 象	時 間
一般国道九号線 鳥取市丸山町二四 九番地の二地先から同市安長一七〇 番地先までの間	一、八〇〇 メートル	車 両	終 日
一般国道九号線 鳥取市湖山町九三 一番地先から同市同町字池淵外浜一 、七五一番地先までの間	一、八〇〇 メートル	"	"
一般国道二九号線 鳥取市吉方二二 六番地地先から同市田島字見尾杖一 三八番の四地先までの間	三、七〇〇 メートル	車両(二輪 のものを除く。)	"
県道網代港岩美停車場線 岩美郡岩 美町大字浦富七一七番地の一四地先 から同地内一、〇三六番地の六番地 先までの間	二〇〇 メートル	車両(二輪 の自動車、 原動機付自 転車及び軽 車両を除く)	七時から九時 まで及び一六 時から一八時 まで

(1) 6の項の(1)の表を次のように改める。
 (1) 駐車禁止の場所等

八頭郡若桜町大字浅井字樋ヶ口二一九 番の四地先	
八頭郡智頭町大字智頭五二〇番地地先	
八頭郡智頭町大字智頭五〇七番地地先	

一般国道五三号線 鳥取市吉成字打明七二四番の三地先から同市東品治町一三番地の一一地先までの間	二、二二〇メートル	車両(自転車を除く。)	"
一般国道五三号線 鳥取市東品治町一一三番地の一一地先から同市片原一丁目五一番地地先までの間	六九〇メートル	車両(軽車両を除く。)	七時から一九時まで
県道鳥取停車場線 鳥取市東品治町五八番地の一三地先から同市同町一一五番地の一一三地先までの間	一八〇メートル	車両(自転車を除く。)	終日
県道西町鳥取停車場線 鳥取市今町二丁目一五二番地地先から同市瓦町二〇三番地地先までの間	二六四メートル	"	"
県道西町鳥取停車場線、市道火災復興二〇号線 鳥取市今町一丁目一五番地地先から同市西品治八三四番地の五地先までの間	九五〇メートル	車両(二輪のものを除く。)	七時から一九時まで
県道鳥取国府線 鳥取市東品治町一一七番地の一一地先から同市立川町五丁目地内山陰本線立川踏切西詰までの間	二、〇〇〇メートル	"	"
県道鳥取港線 鳥取市賀露町一、五三九番地地先から同市同町一、五二	二七〇メートル	車両	終日

五番地地先までの間			
県道田島片原線 鳥取市二階町二丁目三四番地地先から同市同町一丁目六五番地地先までの間(ただし、本町側のみ)	二五〇メートル	車両(二輪のものを除く。)	七時から一九時まで
県道鳥取鹿野倉吉線 鳥取市今町二丁目三〇一番地地先から同市古海七四八番地の六地先までの間	一、二五〇メートル	"	終日
県道標鋸神社線 鳥取市大工町頭三番地の二地先から同市上魚町三一番地地先までの間	六〇〇メートル	"	七時から一九時まで
市道今町裁判所線 鳥取市瓦町二〇五番地地先から同市西町三丁目一〇一番地地先までの間	一、〇二〇メートル	車両(軽車両を除く。)	"
市道今町裁判所線 鳥取市今町二丁目六八番地地先から同市同町二丁目四〇番地地先までの間	一七〇メートル	車両(自転車を除く。)	終日
市道火災復興五号線 鳥取市片原五丁目三五七番地地先から同市片原一丁目一〇七番地地先までの間(ただし、久松山側のみ。)	八〇〇メートル	車両(二輪のものを除く。)	"

00677

市道火災復興五号線 鳥取市下魚町 地内有門橋東詰から同市田島六〇八 番地の一地先までの間	一、三〇〇 メートル	"	"
市道火災復興八号線 鳥取市川端一 丁目六〇番地地先から同市川端二丁 目五二番地地先までの間	二五〇 メートル	車両(自転 車を除く。)	七時から一九 時まで
市道火災復興一六路線 鳥取市東品 治町一四番地の一地先から同市吉 方七七四番地の一地先までの間	二三〇 メートル	車両(二輪 のものを除 く。)	"
一般国道二九号線 八頭郡若桜町大 字浅井二五九番地の四地先から同町 大字若桜字荒神田九七六番の三地先 までの間	七五五 メートル	車 両	終 日
一般国道九号線 気高郡気高町大字 酒津字西松ヶ谷九五六番の一地先か ら同町大字酒津字樽谷一九二番地先 までの間	六八六 メートル	"	"
一般国道九号線 気高郡青谷町大字 長和瀬九二四番の一地先から同地内 官有無番地先までの間	五二六 メートル	"	"
一般国道九号線 東伯郡羽合町大字			

田後二二三番の二地先から同地内四 三二番の一地先までの間	六〇〇 メートル	"	"
一般国道一七九号線 倉吉市宮川町 一二四番地地先から同市巖城地内竹 田橋西詰までの間	一、二〇〇 メートル	車両(二輪 のものを除 く。)	七時から二二 時まで
一般国道一七九号線 倉吉市巖城地 内竹田橋西詰から同市上井三一三番 地の一地先までの間	二、二四〇 メートル	"	七時から二二 時まで及び一 三時まで
県道倉吉江府線 倉吉市宮川町一 六番地地先から同市河原町地内小鴨 橋東詰までの間	二、二〇〇 メートル	"	"
一般国道九号線 東伯郡大栄町大字 六尾二一五番地先から同町大字由良 宿一、〇七六番地先までの間	九〇〇 メートル	車 両	終 日
一般国道九号線 東伯郡東伯町大字 八橋一六二番の九地先から同地内一 、七八三番の一地先までの間	一、〇〇〇 メートル	"	"
一般国道九号線 東伯郡赤碕町大字 赤碕五四一番の一地先から同地内一 、九六七番の四地先までの間	九〇〇 メートル	"	"
一般国道九号線 西伯郡淀江町大字			

<p>今津二六四番地の一地先から同町大字西原一、一三五番地の六地先までの間</p>	<p>一般国道九号線 米子市車尾二一一番地地先から同市陰田町六八二番地の一地先までの間</p>	<p>一般国道一八〇号線 米子市道笑町四丁目五番地の二〇地先から同市糍町二丁目一五五番地地先までの間</p>	<p>一般国道一八〇号線、県道米子境線 米子市糍町二丁目一番地地先から同市上後藤三二〇番地地先までの間</p>	<p>県道米子停車場線 米子市明治町四〇番地地先から同市加茂町二丁目五〇番地地先までの間</p>	<p>県道米子石見新見線 米子市糍町二丁目一五五番地地先から同市末広町一四番地地先までの間</p>	<p>県道米子港後藤停車場線 米子市角盤町四丁目三八番地地先から同市同町四丁目二三番地地先までの間 (ただし、米子信用金庫西支店側のみ。)</p>
<p>一、四〇〇メートル</p>	<p>六、五〇〇メートル</p>	<p>八五〇メートル</p>	<p>三、一〇〇メートル</p>	<p>七〇〇メートル</p>	<p>八〇〇メートル</p>	<p>一〇〇メートル</p>
<p>"</p>	<p>の車(二輪)の自動車の原動機付自転車及び軽自動車を除く</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>
<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>七時から一九時まで</p>	<p>終日</p>	<p>"</p>	<p>"</p>
<p>県道米子大山線(バイパスを含む)、県道大山溝口線 西伯郡大山町大字木原国有林九六林班係小班地先から同町大山一一四番地地先までの間</p>	<p>県道皆生西原線 米子市西福原四二七番地地先から同市皆生一、九四二番地地先までの間</p>	<p>県道米子港線 米子市内町一七一番地地先から同市加茂町二丁目一六番地地先までの間</p>	<p>市道車尾茶町線、一般国道一八〇号線 米子市茶町六五番地地先から同市博労町二丁目一一六番地地先までの間</p>	<p>市道道笑町灘町線、市道道笑町旧国道線 米子市道笑町一丁目一一番地地先から同市尾高町一五番地地先までの間</p>	<p>市道朝日町通り線 米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間</p>	<p>"</p>
<p>七〇〇メートル</p>	<p>二、八〇〇メートル</p>	<p>九〇〇メートル</p>	<p>一、〇五〇メートル</p>	<p>八五〇メートル</p>	<p>三六〇メートル</p>	<p>"</p>
<p>車両</p>	<p>の車(二輪)の自動車の原動機付自転車及び軽自動車を除く</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>
<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>

00679

市道米子東福原線 米子市純町二丁目五三番地地先から同市法勝寺町五三番地地先までの間 (ただし、西念寺側のみ。)	二八〇メートル	"	七時から一九時まで
市道東町通り線、米子東福原線 米子市東町一〇五番地地先から同市法勝寺町四四番地地先までの間	三二〇メートル	"	"
市道内町通り線、市道灘二・立三線、市道立町三・四丁目線、市道立町三・四丁目通り線 米子市灘町一丁目二五番地地先から同市立町四丁目一九一番地地先までの間	一、一六〇メートル	"	七時から一〇時及び一六時から一九時まで
市道市役所横灘町橋線 米子市中町二〇番地地先から同市同町八七番地地先までの間	二九〇メートル	車両	七時から一九時まで
市道加茂川筋線 米子市東倉吉町八一番地地先から同市紺屋町一一九番地地先までの間 (ただし、加茂川側のみ。)	一九〇メートル	"	"
市道万能町通り線 米子市明治町九番地地先から同市道笑町二丁目一三	三〇〇メートル	車両(二輪の自動車、自動機付自	終日

二番地地先までの間 (ただし、旧警察署側のみ。)	三四〇メートル	転車及び軽車両を除く	七時から一〇時及び一六時から一九時まで
市道茶屋祇園町線 米子市茶町一二番地地先から同市大工町一二番地地先までの間	三七〇メートル	"	終日
市道電報電話局前通り線 米子市角盤町一丁目七二番地の二地先から同市同町一丁目七八番地の三地先までの間 (ただし、米子電報電話局側のみ。)	六四〇メートル	"	"
市道角盤町中央線 米子町角盤町二丁目六一番地地先から同市同町四丁目三八番地地先までの間	一、三五〇メートル	車両(二輪のものを除く。)	"
県道米子境線 米子市大篠津町九七三番地地先から境港市佐斐神町一、二五一番地地先までの間	二一〇メートル	"	"
市道境停車場線・境港市中町五九番地地先から同市本町二〇番地地先までの間	六九七	車両(二輪の自動車、自動機付自	七時から一九時まで
一般国道一八〇号線、一般国道一八三号線 日野郡日野町根雨一四〇番			

地地先から同地内六三五番地地先までの間
メートル
転車及び軽車両を除く

7の項中

岩美郡岩美町大字白地四九〇番地地先	四八八番地地先
岩美郡岩美町大字蒲生一、〇四七番地地先	一、一三〇番地地先
八頭郡那家町大字西御門一二七番地地先	一三六番地地先
八頭郡八東町大字下徳丸一三一の一番地地先	一、六一番地地先
諸伯郡泊村大字園一、七八六番地地先東 方八〇メートルの地点	
東伯郡泊村大字園一、七八六番地地先東 方一〇〇メートルの地点	
東伯郡三朝町大字大瀬五九九番地地先	
南方三〇メートルの地点	

を削り、

及び

8の項中

八三八番地の三地先	江府町大字御机部落側
東伯郡三朝町大字三朝字三谷口六五九番の一地先	
字段七二四番の二地先	
字源谷一、〇〇七番の九地先	
字小守山七三八番の一地先	
字法師谷六八六番の五地先	
字四方谷六八八番先地	
字源谷一、〇一二番地先	
字椋谷一、〇二三番地先	
字道奥一、〇五六番地先	
東伯郡三朝町大字山田字水成ル八八七番の一地先	
東町一六五番地地先	小さき花園保育園前
西町二丁目四五五番地地先	小さき花園幼稚園前

に、

を

に改める。

を

00681

鳥大農学部正門前 学生寮前	を		に
東品治町三八番地の一地先	一	沢田モータース前	を削り、
東町三丁目二六四番地地先			に改め、
湯所町一六番地地先	を		
吉成吉成橋南詰	一	南中学校通学路	を削り、
東町二丁目二四八番地地先十字路口			に改め、
東町二四八番地地先三差路	を		
東町二丁目二三番地地先T字路	に		
東町一七八番地地先十字路口	を		
吉方八一四番地地先	に		
吉方一区八一四番地地先	を		

角盤町二丁目一八番地地先十字路口	二		
角盤町二丁目五〇五番地地先十字路口	一		
四日市町八九番地地先	一		
明治町二番地の二地先十字路口	一		
角盤町二丁目一八番地地先十字路口	一		
東町一〇五番地地先十字路口	二		
一丁目二四番地地先十字路口	二		
東町一〇五番地地先十字路口	一		
一丁目二四番地地先十字路口	一		
上福原一、五二八番地地先	二		に、
上福原一、五二八番地地先	一		を
上井町二丁目一番地の二地先T字路			に、
上井町無番地地先十字路口			を

東町一〇五番地地先十字路	一	農協会館前	
加茂町一丁目二四番地地先	一	加茂町警察官派出所前十字路	
寿町四〇四番地地先			に改め、
元鑄物師町七四番地地先			を
吉方四六一番地地先			に、
吉方三区四六一番地地先			を
相生町四丁目一二番地地先			に、
川下九〇番地地先			を
西町二丁目一二番地地先	一	鳥取家政高等学校前	に、
一〇一番地地先	一	鳥大附属小学校前	を
角盤町二丁目五〇五番地地先十字路	二		
四日市町八九番地地先	一		に、
明治町二番地の二地先十字路	二		

岩美郡岩美町大字蕪島一、〇三一番地地先	一		
七八三番地の四地先	一		
七八三の四番地地先	一	山下末治方前	を
日南町生山六九三番地地先交差点	二		に、
日南町大字生山七一四番地地先	二	国鉄生山駅前	を
大正町七九番地地先十字路	四		に、
大正町七九番地地先十字路	三		を
中町二〇番地地先十字路	二	米子市役所横	に、
中町二〇番地地先	一	米子市役所横	を
東倉吉町三〇番地地地	一	山陰合銀米子支店横	
二丁目一八番地地先十字路	一	森脇酸素店前	
角盤町二丁目五〇五番地地先十字路	一	北山箕吉方前	を削り、
明治町二二の二番地地先十字路	一	増田薬局前	

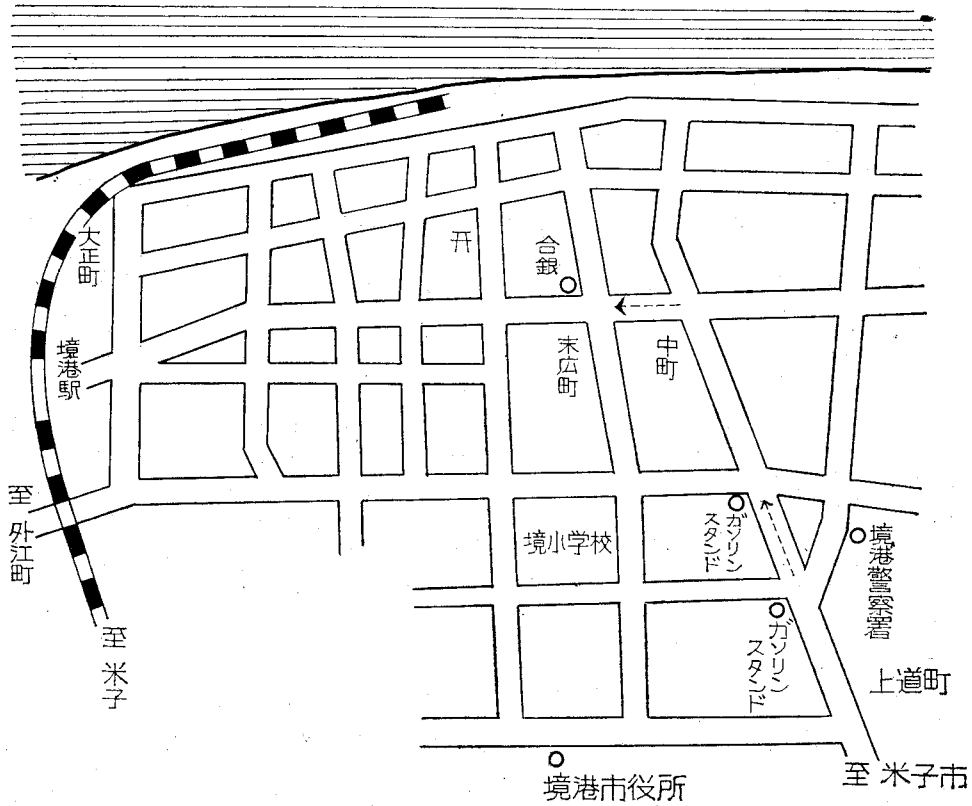
“ 大字岩井一二二番地地先	—	
“ “ “ 五一四番地地先	—	
“ “ “ 大字恩志二〇四番の八地先	—	
“ 福部村大字泉五一五番地の一地先	—	
鳥取市湖山町字池淵一、七五二番地地先	—	
“ 安長四四一番地の三地先十字路	二	八千代橋東詰
“ 田島六三八番地の二地先	—	
“ “ “ 一五八番地の一地先	—	
“ 古市三番地地先	—	
“ 吉成字打明七、一八五番地先	—	
“ 吉方町一丁目五〇六番地地先	—	
“ 行徳は三七一番地の一地先	—	
“ “ “ は二〇二番地地先	—	
“ 徳尾一五三番地の二地先	—	
“ 瓦町二五〇番地地先	—	
“ 寿町九〇七番地の一地先	—	

八頭郡那家町大字門尾一七番地の一 二地先	—	
“ “ “ 八東町大字北山三二九番地の一 地先十字路	二	
“ 若桜町大字中原三四三番地地先	—	
“ 智頭町大字智頭五二〇番地地先	—	
“ “ “ 五〇七番地地先	—	
“ “ “ 気高郡気高町大字酒津字西の切三九 三番地の二一地先	—	
“ “ “ 大字宝木字和田新田一八〇 番の五地先	—	
“ “ “ 大字浜村字西浜七八三番地 の七六五地先	—	
“ “ “ 青谷町大字青谷字油谷二、〇九 一番の一地先	—	
“ “ “ “ 字灘町三、六五二次五 番地地先	—	
倉吉市海田字双米一〇三番の二地先	—	
“ 宮川町一七八番地地先	—	
“ 堺町二丁目九四五番地地先	—	

“ “ “ 八六七番地の一地先	“ “ “ 名和町大字御米屋一六一番地の一地地十字路	“ “ “ 西伯郡中山町下甲一六三番地の三地先Y字路	“ “ “ 大字西園四九六番の一地先	“ “ “ 大字東園一四五番地地先	“ “ “ 大字逢東一、二六五番の一地先	“ “ “ 一、〇九六番地の一地先	“ “ “ 大栄町大字由良宿四〇四番地の一地先	“ “ “ 大字田後三五〇番の二地先十字路	“ “ “ 羽合町大字久留字横道下一七五番地の二地先	“ “ “ 東伯郡泊村大字宇谷字池田六八八番地の四地先	“ “ “ 仲ノ町七三三番地地先	“ “ “ 越殿町一、五六〇番地の一地先
一	二	二	一	一	一	一	一	二	一	一	二	一

“ “ “ 立町三丁目一〇八番地地先	“ “ “ 糀町二丁目一五五番地地先T字路	“ “ “ 五番地の二〇地先	“ “ “ 四丁目一四〇番地地先	“ “ “ 道笑町三丁目三二番地地先十字路	“ “ “ 吉岡一九八番地地先	“ “ “ 一三八番地の一地先	“ “ “ 熊党八五番地地先	“ “ “ 六八番地地先十字路	“ “ “ 東倉吉町一三六番地地先十字路	“ “ “ 久米町三一番地地先十字路	“ “ “ 蚊屋五七番地地先	“ “ “ 米子市中島三七二番地地先	“ “ “ 所子字上沢二七〇番地の二地先	“ “ “ 大山町平田一三番地地先
一	三	一	一	二	一	一	一	二	二	二	一	一	一	一

別図(4) 境港市市街地略図



別図(4)を次のように改め、別図(4)から別図(1)までを削る。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】